

希望届受付対象住宅について(令和3年7月30日以降)

(防音工事)

対象地域	区分	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	平成18年1月17日に第一種区域に指定された区域	平成18年1月17日までに建設された住宅
	昭和61年9月10日までに第一種区域に指定された区域	昭和61年9月10日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事(85WECPNL以上の区域)	昭和61年9月11日から 平成18年1月17日までに建設された住宅
浜松飛行場周辺	平成24年1月30日に第一種区域に指定された区域	平成24年1月30日までに建設された住宅
	昭和56年7月18日までに第一種区域に指定された区域	昭和56年7月18日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事(85WECPNL以上の区域)	昭和56年7月19日から 平成3年7月18日までに建設された住宅

(空気調和機器機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅
浜松飛行場周辺	防音工事または空気調和機器機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅

(防音建具機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅
浜松飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅

- (注)1 厚木飛行場周辺の昭和61年9月10日までに第一種区域に指定された区域において、平成18年1月31日の工法区分線(新)により、75W(第Ⅱ工法適用)から80W(第Ⅰ工法適用)となった区域で、過去に75W(第Ⅱ工法)で防音工事を実施した住宅については、工法是正工事の希望届の受付を行っておりますので、南関東防衛局までお問い合わせください。
- 2 厚木飛行場周辺における機能復旧工事及び浜松飛行場周辺における防音建具機能復旧工事については、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点において、2回目の復旧工事(再復旧)の希望届の受付は行っておりません。浜松飛行場周辺における空気調和機器機能復旧工事については、2回目の復旧工事(再復旧)の希望届の受付を行っておりますので、南関東防衛局までお問い合わせください。
- 3 防音工事实施後、増改築により防音工事済室を改造されている場合は、その後の住宅防音工事が実施できなくなる場合がありますので、事前に南関東防衛局までお問い合わせください。
- 4 浜松及び静浜飛行場周辺においては、平成24年1月30日の官報にて第一種区域の一部解除(浜松飛行場周辺)及び全部解除(静浜飛行場周辺)について告示され、解除については平成25年8月1日に適用されました。第一種区域が解除又は工法が変更となる区域において、平成25年7月31日までに希望届を提出している場合は、その希望された工事について、従来と同じ内容で実施することとしております。